

生駒市条例第6号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号中「24,500円」を「26,000円」に改める。

第17条の3を次のように改める。

（臨時職員又は非常勤職員の給与）

第17条の3 臨時的に任用される職員（以下「臨時職員」という。）又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。以下同じ。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。

(1) 臨時職員 賃金、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

(2) 非常勤職員 報酬及び費用弁償

2 臨時職員の賃金の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあっては350,000円を、日額にあっては16,000円を、時間額にあっては2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 非常勤職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあっては350,000円を、日額にあっては16,000円を、時間額にあっては

2, 000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、臨時職員及び非常勤職員の給与の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。